

議案第 10 号

君津市里山管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市里山管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市里山管理センターの指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市里山管理セン
ターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しよ
うとするものである。

君津市条例第 号

君津市里山管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市里山管理センターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地域の住民の連携及び地域の振興を図る目的又は森林の保全及び森林生産力の増進を図る目的で設立された」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

君津市里山管理センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(指定管理者による管理) 第４条　市長は、里山管理センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第２４４条の２第３項の規定により、 _____ _____法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。	(指定管理者による管理) 第４条　市長は、里山管理センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第２４４条の２第３項の規定により、<u>地域の住民の連携及び地域の振興を図る目的又は森林の保全及び森林生産力の増進を図る目的で設立された</u>法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。